

一般質問通告書



受付番号 4 号
令和5年11月22日

宍粟市議会議長 様

宍粟市議会議員 飯田 吉則 ㊟



次のとおり一般質問を行いたいのので、会議規則第64条第2項の規定により通告いたします。

NO. 1

令和5年11月22日16時29分受付

質問事項	質問要旨
<p>予算編成に係る 議会意見への回答 について</p>	<p>今回、令和6年度予算編成に係る議会意見に対する回答を当局から頂いているが、「森林整備事業」への議会意見、「J-クレジットの発行に向け、小規模事業者や自伐型林業家など、担い手の育成に関する施策を推進するため、森林環境譲与税の積極的な活用と他市町の森林環境譲与税を呼び込むことができる方策を検討されたい。」に対して、「面的な森林整備を進めるため森林整備促進事業等を森林環境譲与税を活用し実施していますが、造林補助金の不足により事業量が減少しているため、要綱改正等も含め活用促進等を検討していきます。」というものだった。</p> <p>そこで、以下の点について伺いたい。</p> <p>① 要綱改正等も含め活用促進等を検討していくとしているが、具体的に何をどう改正することが、活用促進にどのようなつながると考えているのか。</p> <p>② 他市町の森林環境譲与税を呼び込むことができる方策を検討する考えはないのか。</p>
<p>雇用創造事業委 託金返還について</p>	<p>「グローバルしそう」では、定例会ごとにおいて、雇用創造事業における委託金の返還問題と、この事業における市当局の果たさなければならない責務と、会長である福元市長の責任について質しているが、一向に前向きな回答が示されない。</p> <p>毎年開催している会派の市民懇談会においても、議会の対応についてお叱りや励ましをいただいている。</p> <p>令和2年6月3日に開催された雇用創生協議会総会において、</p>

返還問題が解決するまで協議会は解散しないことやその解決について会長に一任することが決められているが、これまで解決に向けてどのような取り組みが行われたのか。法的手段についても、この問題解決には至らず、いつもの答弁にあるように、解決策が見当たらない状況である。

そこで、以下の点について伺いたい。

- ① 9月議会での前田議員の一般質問以降に、この問題についてどのような様に行動したのか。
- ② 解決に向けて、協議会会員や事務局長との接触や協議は行われていないのか。
- ③ 兵庫労働局からの接触はあるのか。あるのであれば、どのような内容であったのか。
- ④ 第三者検証委員会からも市に相応の責任があると指摘されているが、市当局は、問題解決に向けて何をしているのか。
- ⑤ 令和7年5月には時効期限がくる。
労働局は、時効にはさせないと言われており、会長（市長）にリーダーシップを発揮していただき、解決してほしいとの見解だが、どう対処するつもりなのか。